

## 長久手市広告付き窓口用番号発券機設置に係る公募型プロポーザル参加募集要項

長久手市が行う広告付き窓口用番号発券機設置に係る公募型プロポーザルに応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

### 1 趣旨

長久手市(以下「市」という。)では、市民課窓口業務の利便性の向上を図るため本庁舎に設置している窓口用番号発券機一式について令和8年8月から更新を予定している。

この要項は、窓口用番号発券機関連機器を設置・運営できる法人又は個人事業者(以下「事業者」という。)を選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 2 施設の概要

#### (1) 長久手市役所本庁舎

##### ア 所在地

長久手市岩作城の内 60 番地 1

##### イ 開庁日(時間)

月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。)の庁内管理規則で定める扉の開閉時刻とする。

※令和8年6月から開庁時間を午前9時から午後4時とする検討中のため見込むこと。

#### (2) 長久手市保健センター

##### ア 所在地

長久手市岩作城の内 101 番地 1

##### イ 開館日(時間)

月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。)の長久手市保健センター条例施行規則で定める開館時間とする。

※令和8年6月から開庁時間を午前9時から午後4時とする検討中のため見込むこと。

#### (3) 長久手市福祉の家

##### ア 所在地

長久手市前熊下田 171 番地

##### イ 開館日(時間)

###### (ア) 福祉エリア

午前9時から午後9時まで(日曜、祝日は午後5時まで)

ただし、毎週月曜日(祝日の場合は翌平日)及び12月28日から1月4日までは休館とする。

###### (イ) 温泉エリア

午前9時から午後10時まで

ただし、毎月第一月曜日(祝日の場合は翌平日)は休館とする。

※温泉エリアについて夏頃リニューアル予定のため開館時間が変更となる場合がある。

### 3 事業内容等

#### (1) 事業内容

事業内容は、広告付き窓口用番号発券機の設置を行う事業者を募集し、広告モニターの利用対価として広告掲載料等を納入させるもの。

(2) 設置場所及び設置機器等

長久手市役所本庁舎においては、下記のとおり設置機器等を必要数量設置すること。なお、長久手市保健センター及び長久手市福祉の家については、広告用モニターを設置できるものとする。

ア 長久手市役所本庁舎

設置場所 長久手市総務部市民課（別紙【長久手市役所本庁舎設置場所】参照）

設置機器 番号札発券機 1 台、番号呼出操作機 10 台、窓口受付状況表示モニター 1 台、呼出用モニター 1 台、呼出用 P C 1 台、交付用モニター 1 台、交付用操作 P C 1 台、バーコードリーダー 1 台、広告モニター 1 台、バックヤード P C 1 台。詳細は仕様書のとおりとする。

イ 長久手市保健センター

設置場所 1 階ロビー（別紙【長久手市保健センター設置場所】参照）

設置機器 広告モニター 1 台以上 詳細は仕様書のとおりとする。

ウ 長久手市福祉の家

設置場所 1 階交流ストリート（別紙【長久手市福祉の家設置場所】参照）

設置機器 広告モニター 1 台以上 詳細は仕様書のとおりとする。

(3) 事業の履行期間

令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日までの 5 年間（保守点検含む）

※設置日については、市と協議の上決定

4 掲載広告

「長久手市広告掲載要綱」、「長久手市広告掲載基準」、「長久手市広告媒体の設置及び広告掲載要綱」を遵守すること。

5 申込資格

(1) 広告代理店として十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有し、広告付き窓口用番号発券機の設置業務について、地方自治体、公共施設等で実績のある事業者であること。

(2) 提出した書類を市が審査し、信用、設置条件等がこの要項に定める項目を満たし、利用上支障がないこと。

(3) 次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に該当する者

イ 過去に市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与したことがある者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等である者

エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

オ 国税、県税及び市税を滞納している者

6 施設使用等について

(1) 施設使用について

広告付き窓口用番号発券機の設置場所の使用については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の目的外使用許可に基づく使用とする。

(2) 行政財産の目的外使用料

行政財産の目的外使用料は、長久手市使用料及び手数料条例（平成 12 年 3 月 29 日条例第 5 号）に定める使用料として水平投影設置面積に応じ算出し、各年度に本市が指定する納付書により、市の指定する期限までに納付するものとする。なお、令和 8 年度及び令和 13 年度は、月割りで目的外使用料を算出する。

(3) 設置条件

ア システム及び関連機器の設置については、転倒防止及び落下防止等の安全対策を講ずること。

イ モニターの設置については、落下防止等の安全対策を講じるとともに補強工事が必要となる場合は、市と事業者が協議の上方法を決定し、その費用は事業者の負担とする。

ウ 長久手市役所本庁舎の機器設置について、提案書の提出前に現地確認を行い、設置位置及び設置方法を協議し検討すること。また、意匠に注意して、配線は隠蔽すること。

エ 長久手市保健センター及び長久手市福祉の家に広告モニター設置を提案する場合、提案書の提出前に現地確認を行い、施設管理課と設置位置及び設置方法を協議し、検討すること。

オ 施設のレイアウト変更等により設置期間中に設置場所等に変更が生じた場合、市と事業者が協議の上システム及び関連機器の移設及び撤去すること。また、その費用については協議とする。

(4) その他必要経費等

広告付き窓口用番号発券機の設置、維持管理等に要する経費、広告主の募集・広告及び行政情報の作成等広告事業に係る費用、その他事業の実施に係る一切の費用は、事業者の負担とする。また、必要な電気料金についても、使用量を基に市が積算した額の全額を事業者の負担とする。

(5) 広告枠の仕様について

ア 広告主の表示を行う場合は、広告主と広告が見やすくなるようにすること。

イ 本体内に収まる大きさで作成し、一枠が極端に大きくなるようにすること。

ウ 長久手市福祉の家に設置する広告モニターについては、温泉等の福祉の家の事業に関する広告の掲載はできないものとする。

(6) 使用上の制限

ア 広告付き窓口用番号発券機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、担保に供することはできない。

イ 広告主及び掲載する広告の内容については、「長久手市広告掲載要綱」、「長久手市広告掲載基準」、「長久手市広告媒体の設置及び広告掲載要綱」に適合するものとし、予め市の承認を得ること。

ウ 広告主の表示や掲載については、事前に見本を市へ提出し、承認を得ること。

(7) 維持管理等

ア 電照時間は、手動の他、タイマー等による設定ができること。

イ 事業者は、システムの運用に支障が生じないよう定期的に保守点検等を行うこと。

ウ 破損や汚損及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスをその都度行うこと。

エ 故障及び広告内容への問い合わせ並びに苦情に備え、広告付き窓口用番号発券機に故障時等の連絡先を明記するとともに、事業者の責任において対応すること。

オ 事業者は、システムが破損、汚損又は消失したときは、速やかに、復旧又は代替機の設置等の適

切な措置をとること。この場合において、当該措置に要する経費は、事業者の負担とする。

カ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、長久手市が推奨するものではありません。」等の表示を広告付き窓口用番号発券機の見やすい箇所に表示すること。

#### (8) 研修等の実施

ア システムの操作マニュアルを作成するとともに、市が別途指定する日までに職員に対し研修を実施すること。また、研修は本番機又は同等品を機器設置日の2週間前までに別途市が指定する場所に搬入した上で行うこと。

イ システムを使用する職員等からの要請に応じ、必要な助言を行うこととし、そのための体制を確保すること。

#### (9) 使用許可の取消及び変更

市が使用許可スペースを公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は契約条項に違反する行為があると認めるときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

#### (10) 原状回復

事業者は、使用許可期間が満了したとき、又は使用許可が取り消された場合は、速やかに原状回復を行うこと。なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を市に請求することはできない。

### 7 応募方法

#### (1) 申込受付期間及び提出方法

令和8年3月6日（金）から令和8年3月23日（月）正午まで（土、日、祝日を除く）午前8時30分から午後5時15分まで（※令和8年3月23日（月）は正午まで）に財政課に持参するか書留扱いにて郵送すること（令和8年3月23日（月）正午必着）。

#### (2) 提出書類

《法人の場合》

ア 長久手市広告付き窓口用番号発券機提供申込書（様式1）

イ 企画提案書（様式2）

ウ 会社概要（会社の登記事項全部証明書、提出期限から遡り3か月以内に発行されたもの）

エ 国税及び地方税に滞納がないことがわかる証明書

(7) 納税証明書（国税）

法人税、消費税及び地方消費税の直近の納税証明書（その3の3）

(4) 納税証明書（愛知県税）

法人県民税、法人事業税（特別法人事業税、地方法人特別税を含む）及び自動車税種別割の直近の納税証明書（未納の税額がないこと用）又は愛知県に納税義務のないときは、愛知県税の納税義務がないことの申出書

(7) 納税証明書（市税）

市内に本店又は営業所を有する場合、納税義務を有する全ての市税についての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

《個人の場合》

ア 長久手市広告付き窓口用番号発券機提供申込書（様式1）

イ 企画提案書（様式2）

ウ 本籍地の市区町村長が発行する身元証明書

エ 登記されていないことの証明書

法務局において、成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことを証明するもの

オ 国税及び地方税に滞納がないことがわかる証明書

(7) 納税証明書（国税）

申告所得税、消費税及び地方消費税の直近の納税証明書（その3の2）

(イ) 納税証明書（愛知県税）

個人事業税及び自動車税種別割の直近の納税証明書（未納の税額がないこと要）又は愛知県内に事業所を有しない者等で納税証明書の交付が受けられないときは、愛知県税の納税義務がないことの申出書（申出書は任意様式とする。）

(ロ) 納税証明書（市税）

納税義務を有する全ての市税についての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

(3) 企画提案書の部数・様式等

ア 部数：5部

イ 規格：A4版、総ページは30ページを限度とする。

(4) 企画提案書記載内容

企画提案書（様式2）を作成し、以下の内容を記載すること。なお、企画詳細については別途企画書（任意様式）を提出するものとする。

ア 会社概要

イ サービス体系及び提供実績

ウ 導入体制、作業スケジュール等（担当者名、役割分担、施設調査、設置日）

エ ディスプレイ等配置図案

オ システム一式仕様（メーカー名、機能内容、モニター表示内容等）

カ 広告募集（広告募集方法、広告と行政情報の表示割合、行政情報の制作方法等）

キ 運用支援方法（職員への操作方法研修等）

ク 保守及び障害発生時のサポート（管理体制、対応時間、方法等）

ケ 提案金額（5年間総額）

※広告掲載料として市に納入する金額。提案金額の下限は、総額3,000,000円（税抜）とする。

コ その他提案（特に無い場合は記載不要）

8 質問書の受付及び回答

(1) 質問書の受付

本要項、仕様書等に関し疑義がある場合は、質問書（様式3）に内容を簡潔にまとめて記載し、次のとおり提出すること。電話、口頭による質問は受け付けない。

ア 受付期間

令和8年3月6日（金）から令和8年3月16日（月）午後5時15分まで

イ 提出先

長久手市総務部財政課

ウ 提出方法

Eメール（zaisei@nagakute.aichi.jp）

件名は「長久手市広告付き窓口用番号発券機提供者募集に関する質問」とする。

(2) 質問書に対する回答

令和8年3月18日(水)午後5時15分までに、本市のホームページにより公開します。なお、本回答をもって、仕様書の追加又は修正とみなす。

9 審査及び結果通知

(1) 審査

企画提案書の審査は、総務部長を始めとした4名の選定委員で審議し、採用する企画提案書を選定する。審査は、提案書に記載された内容及び質疑応答の内容により、選定基準で定める審査項目について点数化し、得点が最も高い提案を採用する。なお、応募状況により、ヒアリングまたは事業者プレゼンテーションを実施する。

(2) 評価項目及び評価基準

別紙のとおり

(3) 事業者決定通知

審査の結果は、参加事業者全員に対し、書面にて通知(発送)をする。ただし、選定結果は合否のみの通知とし、採点結果、順位等は通知しない。

10 契約締結

(1) 契約の締結

事業者決定後、当該事業について協議を行い、内容について合意の上、当該事業に関する仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

11 スケジュール

項目	日程
申込(提案書)受付	令和8年3月6日(金)～3月23日(月)正午
質問書受付	令和8年3月6日(金)～3月16日(月)
質問書回答	令和8年3月18日(月)
審査	令和8年3月下旬
事業者決定通知	令和8年4月上旬
協定締結	令和8年4月中旬予定

12 注意事項

- (1) この要項に適合しないもの、虚偽の内容が記載されているものは失格とする。
- (2) 審査の経緯の公表はしない。また、審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。
- (3) 提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、返却しない。

13 問合せ先

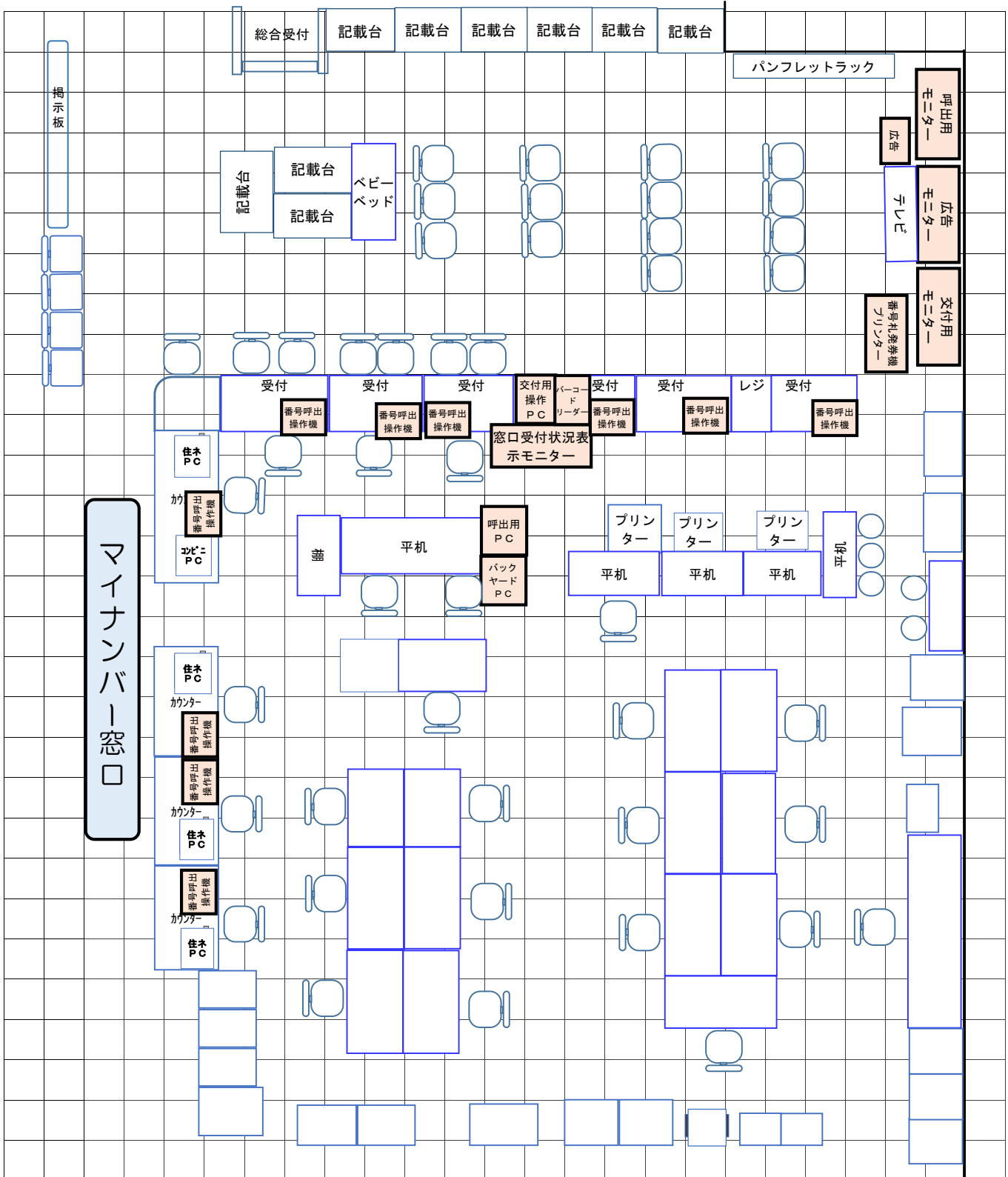
長久手市総務部財政課営繕管財係

〒480-1196 長久手市岩作城の内 60 番地 1

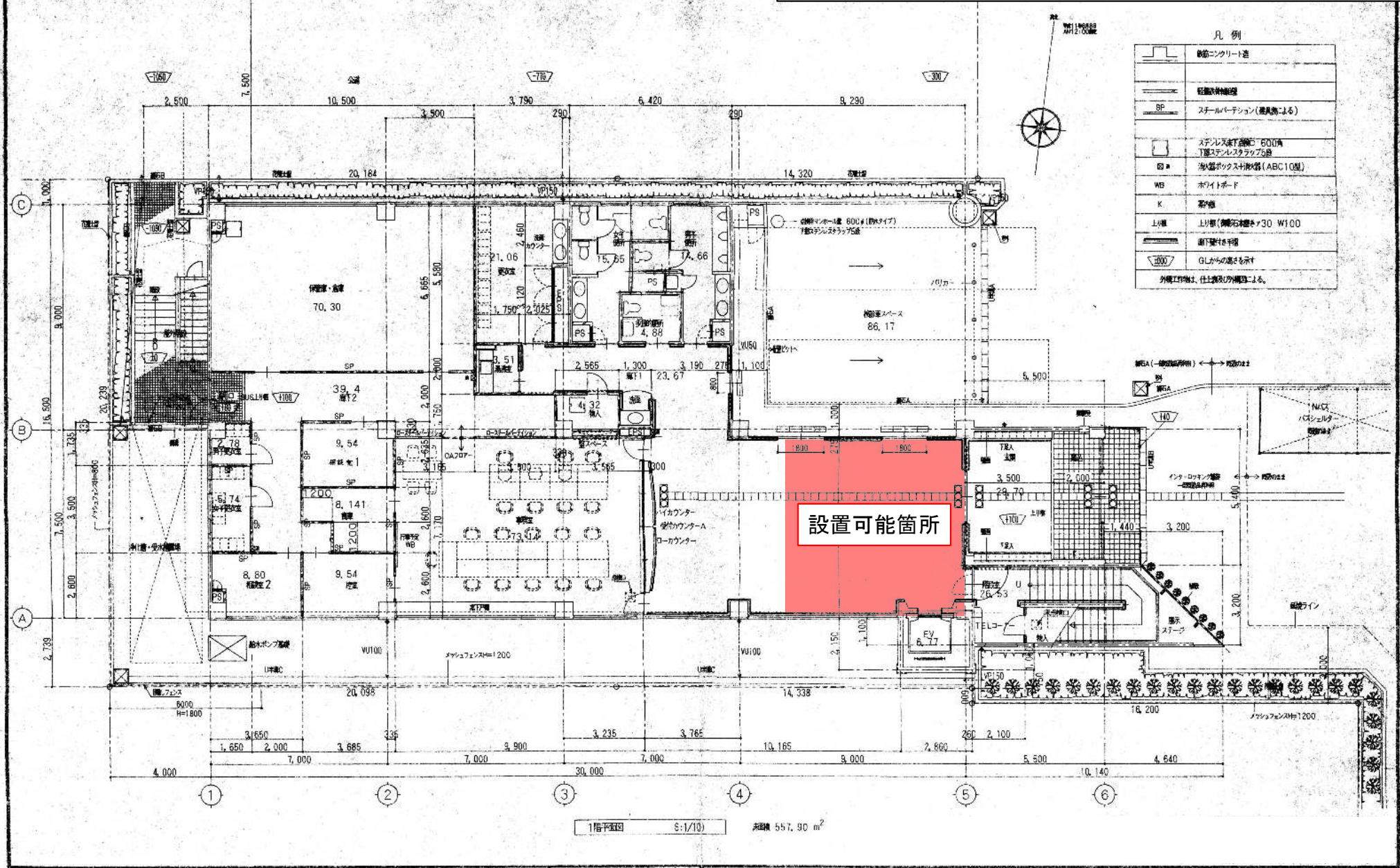
電話 : 0561-56-0606 (直通) FAX : 0561-63-2100

E-mail : zaisei@nagakute.aichi.jp

# 別紙【長久手市役所本庁舎設置場所】



# 別紙【長久手市保健センター設置場所】



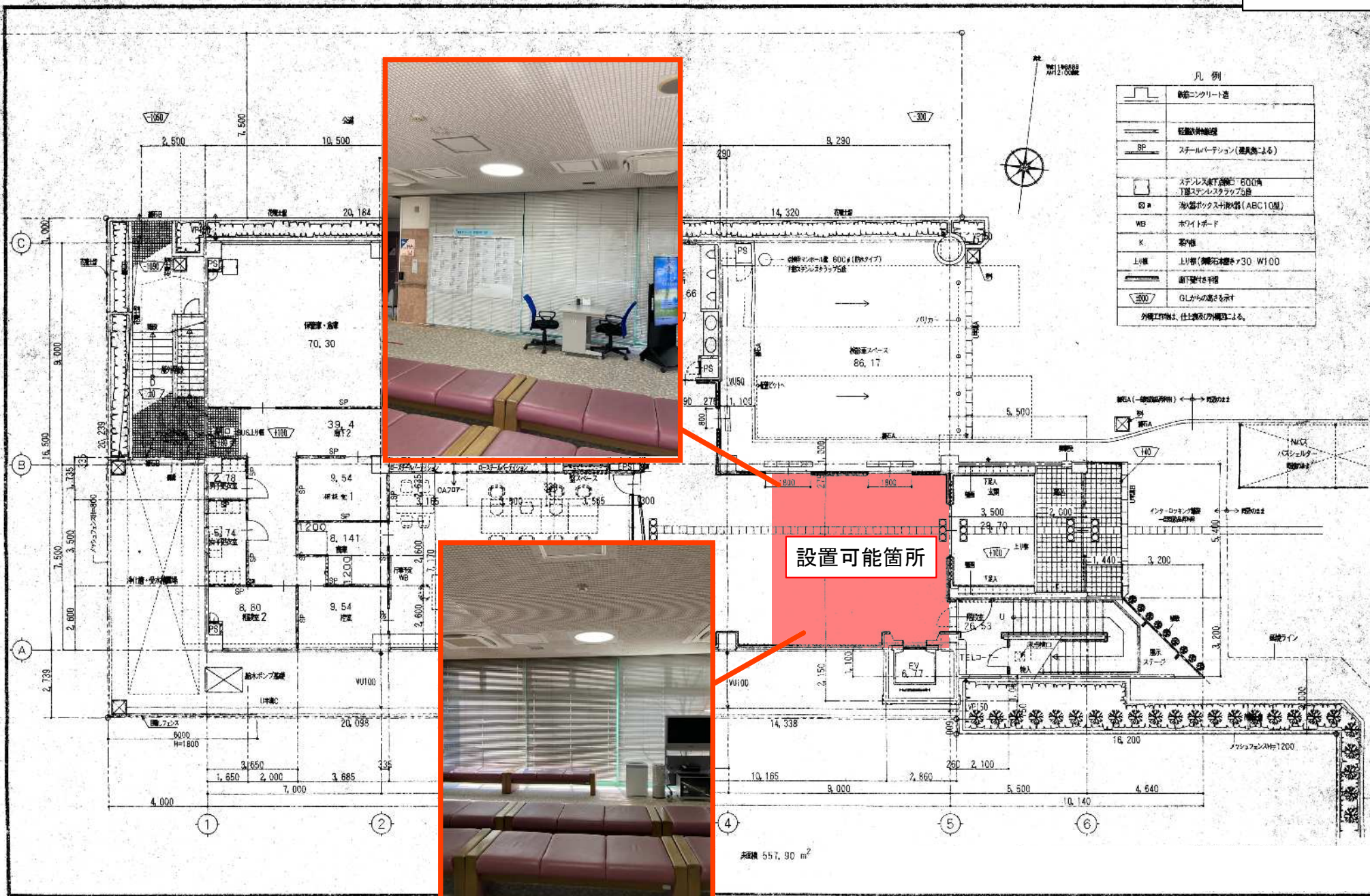
凡例

	鉄筋コンクリート造
	軽量鉄骨構造
	スチールプレート構造(器具による)
	スチールプレート構造(500角)
	スチールプレート構造(500角)
	海水器ボックス付機器(ABC10型)
	ホワイトボード
	キャビネット
	上り階段(御石付型)30 W100
	下り階段付型
	GLからの高さも示す

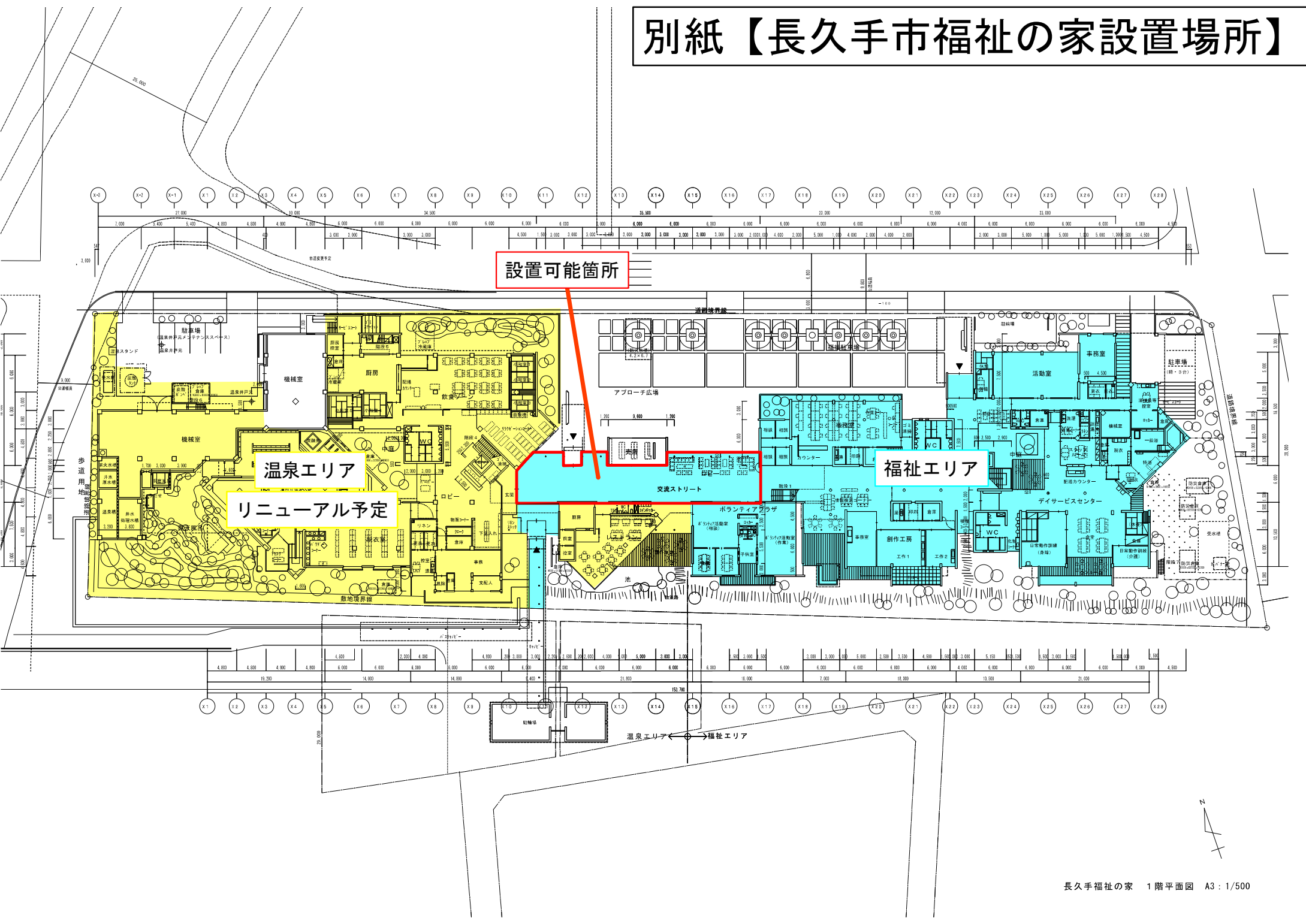
外観工事は、仕上表及び図面による。

1階平面図 1/10 面積 557.90 m<sup>2</sup>

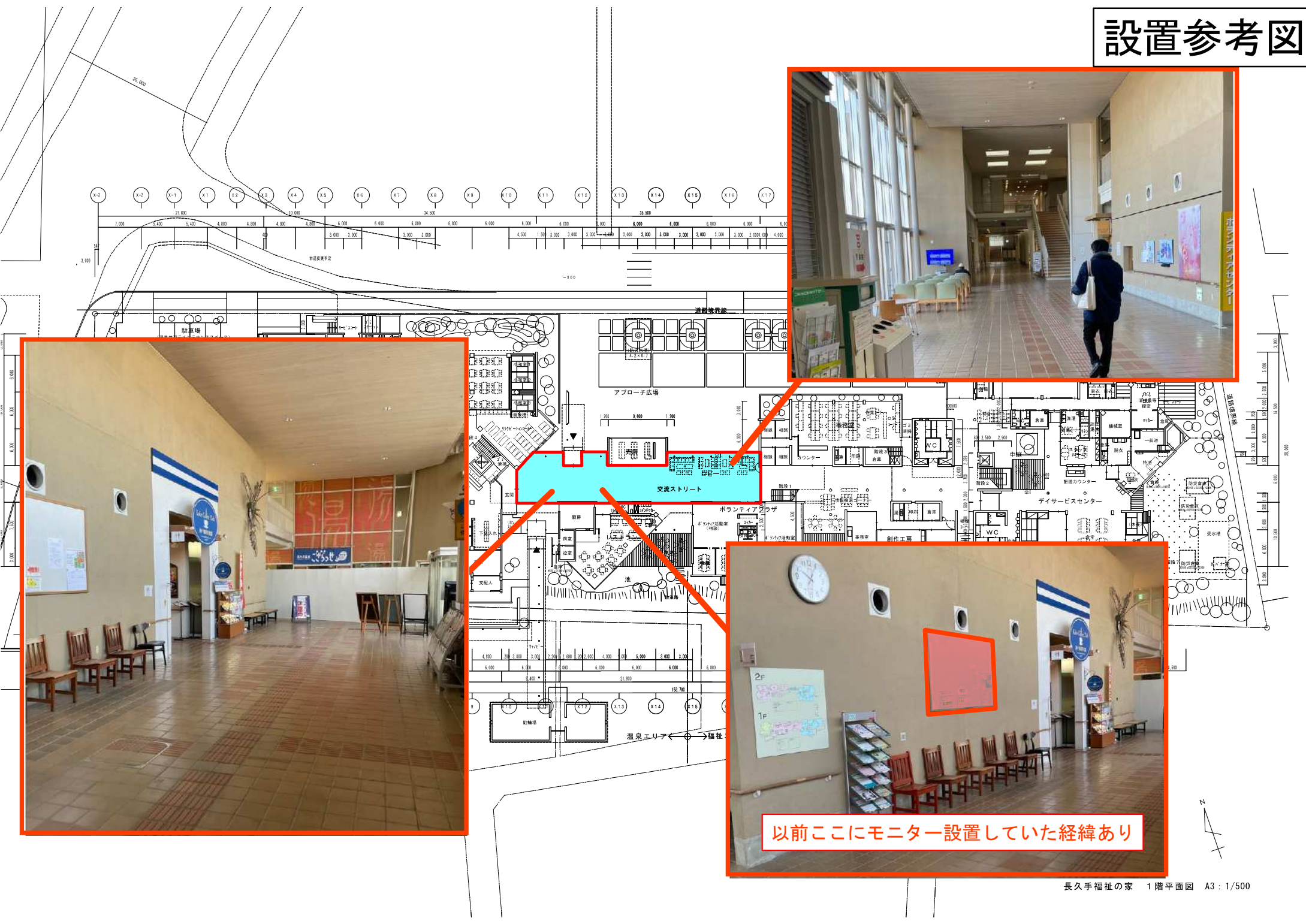
# 設置参考図



# 別紙【長久手市福祉の家設置場所】



# 設置参考図



以前ここにモニター設置していた経緯あり

## 評価基準表

評価項目	評価留意点	配点
会社概要・導入実績	経営状況及び財務状況は健全か。	10
	他自治体等における導入実績は十分か。	
導入体制・作業スケジュール	作業スケジュールは業務に支障のないよう考慮されているか。	20
	機器の設置については、転落防止及び落下防止等の安全対策が講じられているか。	
	ディスプレイ等の配置は、要項に規定したとおりか。	
	システムの設置等にかかる経費、その後の保守点検及び維持管理にかかる経費について、市側に負担のないものとなっているか。	
システムの仕様	システムの仕様、数量等が要件を満たしている提案となっているか。	15
	市民にとって使いやすいものとなっており、多言語対応もなされているか。	
	事務効率化に寄与できているか、業務内容に配慮したものになっているか。	
広告	広告と行政情報の表示割合は適切で、市民サービスの向上に寄与できるよう配慮されているか。	10
	行政情報等の更新時に、職員の負担が少なく、容易に更新できる仕組みとなっているか。	
運用保守	職員への操作方法研修が設定されているか。	20
	システムについて、日常的に市職員のみで運用及び維持管理できるものか。	
	固定した連絡窓口があり、市の執務時間内において、常に連絡可能な体制が整備されているか。	
	速やかにシステムトラブル等の事故に対応できる窓口があるか。また、担当者の到着も可能であるか、それに相当する代替案が示されているか。	
提案金額	広告掲載料（年額）について、市の財源確保に寄与できるものとなっているか。	15
その他	本市に有益だと認める提案が記載されているか。	10
合計		100